

●所得金額

「所得金額」は、あなたが令和6年1月1日から令和6年12月31日までの間に得た「収入金額」から、その収入金額を得るために直接必要とした経費（「必要経費」）を差し引いた金額です。

※生活費、所得税、市民税・県民税などは必要経費とはなりません。

所得の種類	内容（種目）	所得の算出方法及び記入の仕方
営業等	卸売業、小売業、飲食店業、製造業、修理事業、建設業、金融業、サービス業など、いわゆる営業から生じる所得のほか、大工、左官、外交員、医師、弁護士、画家、作家などの自由業から生じる所得です。	必要経費を計算し、収入金額から必要経費を引いて所得額を算出します。 ・営業等収入はア、営業等所得は①へ ・農業収入はイ、農業所得は②へ 【必要経費】 収入を得るために必要な次の経費のことをいいます。 商品の売上原価、地代、修繕費、消耗品費、火災保険料、雇人費、広告宣伝費、光熱水費、接待交通費、家賃、減価償却費、事業の用に供した土地建物の固定資産税などの租税公課などです。
農業	農作物の生産、果樹などの栽培、酪農品の生産などから生じる所得です。	
不動産	貸家、貸室、貸事務所、アパート、貸宅地、月極駐車場、土地や家屋の権利金などから生じる所得です。	必要経費を計算し、収入金額から必要経費を引いて所得額を算出します。収入金額をウ、所得金額を③へ 【必要経費…固定資産税、雇人費、火災保険料、修繕費、減価償却費などです。】
利子	公債、社債、預金の利子、合同運用信託や公社債投資信託の分配金などから生じる所得です。	収入金額をエ、所得金額を④に記入します。 ※源泉分離課税が適用される利子については申告不要です。
配当	株式の配当・特定株式投資信託の配当、余剰金の分配などの所得です。	収入金額－株式の元本取得のための負債の利子が所得になります。収入金額をオ、所得金額を⑤へ なお、配当割税額控除を受けようとする人は、申告書裏面13へ記入します。
給与	給料、賃金、賞与などから生じる所得です。	収入金額をカ、別表①により計算した所得金額を⑥へ
雑（公的年金等）	厚生年金、国民年金、共済年金、恩給などの公的年金の所得です。	収入金額をキ、別表②により計算した所得金額を⑦に記入します。 雑（公的年金等）所得以外の雑所得もある場合は、合計した所得額を⑩に記入します。
雑（業務）	原稿料、講演料、インターネットオークションなど、営利を目的とした継続的な副収入による所得です。	収入金額－収入を得るために直接必要とした経費が所得となります。収入金額をク、所得金額を⑧に記入します。雑（業務）所得以外の雑所得もある場合は、合計した所得額を⑩に記入します。
雑（その他）	生命保険契約等に基づく個人年金・互助年金など他のどの所得にもあてはまらない所得です。	収入金額－収入を得るために直接必要とした経費が所得となります。収入金額をケ、所得金額を⑨に記入します。雑（その他）所得以外の雑収入もある場合は、合計した所得額を⑩に記入します。
総合譲渡	ゴルフ会員権や金地金、機械など、土地や建物以外の資産の譲渡による所得です。 保有期間 5年以下…短期 保有期間 5年超 …長期	申告書裏面の「10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」の欄に内訳を記入し、 ・所得金額イの金額を申告書表面のコへ ・所得金額ロの金額を申告書表面のサへ ・所得金額ハの金額を申告書表面のシへ ・合計金額ニの金額を申告書表面の⑪へ ※特別控除額は、譲渡所得が短期と長期を合わせて原則50万円、一時所得が原則50万円です。 【必要経費（譲渡所得）…取得費、譲渡に要した費用等です。】 【必要経費（一時所得）…収入を得るために支出した金額です。】
一時所得	生命保険等の満期受取金や損害保険等の満期返戻金など一時的な性質をもっている所得です。	
事業専従者	あなたの事業に配偶者や親族（15歳以上）が昨年中に6ヶ月を超える期間従事している場合は次の額があなたの所得より控除できます。専従者1人につき①又は②のうちいずれか少ない金額 ①50万円（配偶者86万円） ②（事業所得＋不動産所得＋山林所得）÷（1＋専従者数） ※同一人を配偶者・扶養控除との重複はできません。事業専従者控除額は専従者の給与収入となります。	

確定申告が不要とされている上場株式等の配当所得等および源泉徴収選択口座の上場株式等の譲渡所得等を確定申告する場合の注意事項

- ※令和6年度より、所得の課税方式を**所得税と市民税・県民税で一致させることとなりました**。
- そのため、**上記の確定申告をした場合は市民税・県民税の計算にも影響が出ます**。
- 配偶者控除や扶養控除などの判断基準となる合計所得金額に算出されます。
 - 介護保険料や国民健康保険税に影響が出ることがあります。
 - 後期高齢者医療制度の窓口負担の基準は総収入金額をもとにされていることから、負担割合が変更になる等の影響が出ることがあります。

●その他

1. 給与所得者で給与所得以外の所得に対する市民税・県民税を給与から差し引くことを希望する方は「給与から差し引き（特別徴収）」に、自分で納付することを希望する方は「自分で納付（普通徴収）」に、**✓**印をつけてください。
2. 日給・月給の方、農業所得のある方、無職・無収入の方などは裏面にも記入してください。
3. この申告書は、直接機械で処理されますので、文字・数字はわかりやすく、はっきりと記入してください。

※税額控除（配当控除）

種類	課税所得金額	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
		市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当等		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
投資信託等	外貨建等証券投資信託以外	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
	外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

※税額控除（調整控除）

納税者本人の合計所得金額が2,500万円以下の場合、 下記の区分に応じた金額 合計課税所得金額が200万円以下の者 次の①と②のいずれか少ない額の5%（県民税2%、 市民税3%）に相当する金額 ①右表の控除の種類別に掲げる控除の適用がある場 合は、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額 ②合計課税所得金額 合計課税所得金額が200万円超の者 ①の金額から②の金額を控除した金額（5万円を下 回る場合は5万円）の5%（県民税2%、市民税3%） に相当する金額 ①右表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある 場合は、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額 ②合計課税所得金額から200万円を控除した金額	控除の種類		金 額	控除の種類		金 額		
	基礎 控除		5万円	納税者本人の 合計所得金額		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
	障害者 控除	普 通	1万円	配偶者 控除	一 般	5万円	4万円	2万円
		特 別	10万円		老 人	10万円	6万円	3万円
		同居特別	22万円	特 別 配 偶 者 控 除	48万円超 50万円未満	5万円	4万円	2万円
	寡 婦 控 除		1万円		50万円以上 55万円未満	3万円	2万円	1万円
	ひとり親 控 除	父	1万円		扶養控除	一 般	5万円	老 人
		母	5万円	特 定		18万円	同居老親等	13万円
	勤労学生控除		1万円	※令和3年度から、前年の合計所得金額が2,500万円を超える所得割の納税義務者につ いて、調整控除が適用されないこととなりました。				

※税額控除（寄附金税額控除）

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額（寄附金の合計額が総所得金額の合計額の30%を超える場合には当該30%に相当する金額）が2千円を超える場合には、その超える金額の県民税は4%、市民税は6%に相当する金額	
1 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金（特例控除対象）	
2 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金（特例控除対象以外）	
3 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの	
4 特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの	
ただし、1の寄附金が2千円を超える場合は、その超える金額に、下表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の県民税は5分の2、市民税は5分の3に相当する金額をさらに加算した金額（所得割の20%に相当する金額を超えるときは、その20%に相当する金額）	
課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額	割合
0万円以上195万円以下	84.895%
195万円超330万円以下	79.79%
330万円超695万円以下	69.58%
695万円超900万円以下	66.517%
900万円超1,800万円以下	56.307%
1,800万円超4,000万円以下	49.16%
4,000万円超	44.055%
0円未満（課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合）	90%
0円未満（課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有する場合）	地方税法に定める割合

申告についてのお問い合わせは

〒635-8511 大和高田市大98番地4

大和高田市役所 税務課 税務グループ 市民税担当

☎0745(22)1101

令和7年度 市民税・県民税の申告書の手引き 大和高田市

令和7年1月1日に大和高田市内に住所があり、令和6年中（令和6年1月1日～令和6年12月31日）に所得があった方は、この申告書の手引きを参考に申告書を作成していただき、必ず3月17日までに提出してください。

申告が遅れると、通常より少ない回数で市民税・県民税を納めていただくことになり、一度に支払う負担が大きくなりますので、期限内に申告いただきますようお願いいたします。

申告書を提出しなくてもよい方

- (1) 税務署に所得税の確定申告書を提出した方
- (2) 収入が給与のみの方で、勤務先から大和高田市役所へ給与支払報告書の提出がある方
- (3) 収入が公的年金のみの方
- (4) 市内に住民登録がある配偶者又は生計を一にしている親族から扶養されていて、前年中に収入がない方

※年末調整されなかった給与収入と給与以外の所得の合計が20万円以下の場合は、所得税の確定申告は不要ですが、市民税・県民税の申告は必要です。

※申告の必要がない方であっても、給与所得や公的年金等の源泉徴収票に記載のない所得控除（医療費控除等）を受けようとする場合は、申告が必要です。

※収入がない方や、遺族年金や障害年金などの非課税所得のみであった方でも、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の算定、児童扶養手当、就学援助、国民年金免除の申請、所得証明書等の発行などの各種手続きに必要となる場合がありますので、当該手続きに必要と思われる方は申告書を提出してください。

申告に必要な書類など

- (1) 市民税・県民税申告書
 - (2) 給与所得者は、源泉徴収票又は給与支払証明書
 - (3) 事業を営む方の場合は、各種営業帳簿、決算書、収支明細書など
 - (4) その他、所得を証明する書類
 - (5) 国民健康保険税・生命保険料・個人年金保険料・地震保険料・国民年金などの支払証明書又は領収書
 - (6) 医療費等の明細書など
 - (7) 申告者本人の「マイナンバーカード」、又は「通知カード（マイナンバーの記載がある住民票の写しでも可）」と本人確認書類（運転免許証、健康保険の被保険者証など）
- ※申告書を郵送にて提出される場合は、必要事項を正確に記入の上、各種控除証明書等を添付してご提出ください。
- ※大和高田市ホームページで所得金額や各種控除額などを入力すると、**市民税・県民税の試算や申告書の作成ができます**。「大和高田市 税額試算」で検索すると申告書作成ページにアクセスできますので、申告書を印刷して内容を確認いただき、必要書類等を添付して税務課に持参するか送付してください。電子メールでの提出はできません。

令和7年度から適用される市民税・県民税の改正点

■子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充

借入限度額について、子育て世帯等（18歳以下の扶養親族を有する者又は自身もしくは配偶者のいずれかが39歳以下の者）が令和6年に入居する場合には、令和4・5年入居の場合の水準（認定住宅：5,000万円、ZEH水準省エネ住宅：4,500万円、省エネ基準適合住宅：4,000万円）が維持されます。

※住宅ローン控除の適用条件等について詳しくは、国土交通省ホームページをご覧ください。

※確定申告など、住宅ローン控除の適用に関する手続きについては、お住まいの管轄する税務署へお問合せください。大和高田市にお住まいの方は、葛城税務署の管轄となります。

■新築住宅における床面積要件の緩和の延長

新築住宅の床面積要件を50平方メートル以上から40平方メートル以上に緩和する措置（合計所得金額1,000万円以下の年分に限る。）について、建築確認の期限が令和6年12月31日（改正前：令和5年12月31日）に延長されます。

■国外に居住する親族等の扶養控除等の申告に添付又は提示しなければならない書類の見直し

国外に居住する配偶者や親族について、配偶者控除や扶養控除などの控除の適用を受けようとする場合は、国外に居住する配偶者や親族の生活費や教育費に充てるために支払いをしたことを証明する「送金関係書類」等を申告の際に添付または提示する必要があります。

税制改正により、令和7年度の申告以降「送金関係書類」として、資金決済に関する法律2条第12項に規定する電子決済手段等取引業者の書類又はその写しで、当該電子決済等取引業者が納税義務者の依頼に基づいて行う電子決済手段の移転によって当該親族等に支払をしたことを明らかにするものが追加されました。

◎地方税法の改正について…もし、地方税法の改正があった場合は、改正後の税法により税額を計算します。

申告書の提出期限は3月17日です。申告はお早めに！

控除の種類		控除の要件等（令和6年12月31日現在で判定）				控 除 額				
雑 損 控 除		昨年中にあなたやあなたの扶養家族が所有する生活用資産が災害・盗難・横断などによって損害を受けた時に支出した費用があった場合※証明等が必要です。 差引損失額＝損害金額－保険金などで補てんされる金額				次のいずれか多い額 ①差引損失額－総所得金額等×1／10 ②差引損失額のうち災害関連支出の金額－5万円				
		昨年中にあなた又はあなたと生計を一にする配偶者やその他親族のために医療費を支払った場合※「医療費控除の明細書」の作成が必要です。				支払った医療費－保険等補てん額－（総所得金額等の5％又は10万円のいずれか低い額） ※控除限度額 200万円				
医 療 費 控 除		セルフメディケーション税制（医療費控除の特例） 昨年中にあなた又はあなたと生計を一にする配偶者やその他親族のために「スイッチ〇ＴＣ医薬品」（要指導医薬品及び一般用医薬品のうち医療用から転用された医薬品）を購入した場合 ※健康維持増進及び予防の取組み（一定の取組）を行ったことを明らかにする書類や領収証等（①氏名②取組に係る事業を行った保険者、事業者もしくは市区町村の名称または取組に係る診察を行った医療機関の名称もしくは医師の氏名③取組を行った年の記載があるものに限り）が必要です。 ※従来の医療費控除とどちらか一方の選択適用となります。 ※この控除の適用を選択する場合は、申告書の「②医療費控除」の区分欄に「1」を記載してください。				（その年に支払ったスイッチ〇ＴＣ薬の総額－保険金等で補てんされる金額）－1万2千円 ※控除限度額 8万8千円				
		昨年中にあなた又はあなたと生計を一にする配偶者やその他の親族が負担することになっている健康保険料・国民年金掛金・国民健康保険税・介護保険料をあなただけが支払ったり、あなたの給与等から差し引かれたりした場合 ※ただし、生計を一にする親族等が受け取る公的年金等から天引きされた国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療の保険料をあなただけの社会保険料として控除することはできません。				支払額全額				
小 共 済 模 等 企 業 金 掛		昨年中にあなたが支払った小規模企業共済掛金や地方公共団体が行う心身障害者扶養共済掛金の合計額 ※証明等が必要です。								
生 命 保 険 料 控 除		一般生命保険料 保険金、年金、共済金又は一時金の受取人のすべてを自己や配偶者その他の親族とする生命保険料又は掛金があった場合 個人年金保険料 年金の受取人を自己又は配偶者のいずれかとする個人年金保険契約等に基づいて昨年中に支払った個人年金保険料又は掛金があった場合 介護医療保険料 保険金の受取人を自己又は配偶者その他の親族とする介護医療保険契約等（入院・通院等にともなう給付部分に係るもの）に基づいて昨年中に支払った介護医療保険料又は掛金があった場合 ※介護医療保険料は平成24年1月1日以後に締結された保険契約等に係る保険料が対象です。 ※一般生命保険料（個人年金保険料）のうち、平成23年12月31日以前に締結された保険契約等に係るものは、旧一般生命保険料（旧個人年金保険料）となります。				別表③により控除額を算出します。				
		地震保険契約等のために支払った保険料があった場合【経過措置】 平成18年12月31日までに契約された長期損害保険料については従前の損害保険料控除が適用されます。 ※長期損害保険契約とは、保険契約期間等が10年以上で満期返戻金等の支払規約等のあるもの。				別表④により控除額を算出します。				
地 震 保 険 料 控 除		あなたが女性で昨年中の合計所得金額が500万円以下の方で、次のどちらかに該当する場合 ①夫と離婚後再婚をしておらず、子以外の扶養親族を有している ②夫と死別後再婚をしていないか夫が生死不明 ※住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある場合は対象外となります。				26万円				
寡 婦 控 除		婚姻歴の有無や性別にかかわらず、あなたが合計所得金額500万円以下の単身者で、生計を一にする子（総所得金額が48万円以下）を有する場合 ※住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある場合は対象外となります。				30万円				
ひ と り 親 控 除		あなたが学生、生徒で昨年中の合計所得金額が75万円以下のうち給与・所得金額等以外の所得が10万円以下の場合 ※適用には在学証明書、学生証等が必要です。				26万円				
勤 労 学 生 控 除		あなたがあなたやあなたが扶養している配偶者や親族が障害者の場合 ※該当する方の氏名と等級などを記入してください。 ※証明する障害者手帳等を持参してください。				普通障害者 26万円 特別障害者 30万円 ※同居特別障害者の場合 53万円				
障 害 者 控 除		あなたの合計所得金額が1,000万円以下で令和6年12月31日現在（年の途中死亡の場合は死亡日）あなたと生計を一にする配偶者のうち昨年中の合計所得金額が48万円以下で、事業専従者でない場合								
配 偶 者 控 除		あなたの合計所得	900万円以下 900万円超～950万円以下 950万円超～1,000万円以下	控除対象配偶者：33万円 控除対象配偶者：22万円 控除対象配偶者：11万円	ただし70歳以上：38万円 ただし70歳以上：26万円 ただし70歳以上：13万円					
		あなたの合計所得金額が1,000万円以下で配偶者の合計所得金額が48万円超133万円以下の場合 ※あなたと配偶者の所得の額が増加するにつれ、控除額は減額していきます。								
配 偶 者 特 別 控 除		あなたの合計所得	配偶者の合計所得							
			48万円超～100万円以下	100万円超～105万円以下	105万円超～110万円以下	110万円超～115万円以下	115万円超～120万円以下	120万円超～125万円以下	125万円超～130万円以下	130万円超～133万円以下
		900万円以下	33万円	31万円	26万円	21万円	16万円	11万円	6万円	3万円
		900万円超～950万円以下	22万円	21万円	18万円	14万円	11万円	8万円	4万円	2万円
		950万円超～1,000万円以下	11万円	11万円	9万円	7万円	6万円	4万円	2万円	1万円

※障害者・寡婦・ひとり親・未成年者（H19.1.3以後生）の場合、合計所得金額135万円まで非課税となります。

	現 住 所		本人確認 ☐ 指 消 ☐ 郵 送 ☐	
	令和7年1月1日現在の住所 大和高田市		冠名番号 地 区	
	フリガナ		氏 名	
	氏 名		生年月日 電話番号	
	氏 名		生年月日 区分	
大和高田市長あて 提出年月日 令和 年 月 日	個人番号	明・大昭・平命 代 理 人 の 氏 名 続 柄		歳

26	損害の原因	損害の年月日	損害を受けた資産の種類など
	損害金額	保険金などで補てんされる金額	差引損失のうち、災害関連支出の金額
雄 損 控	円	円	円
27	支払った医療費等	保険金などで補てんされる金額	
医療費控除	円	円	円

※下の太枠内は記入しないでください。

配偶者	扶養親族	年少 障害者(扶養)	本人障害	本人該当
有	特定 内閣府一般	扶養 内閣府特種	普通	特 普
老			寡 婦	ひこ 親
				勤 学
				未 成 年

1. 次の者の扶養又は援助を受けていた。

氏名	続柄	住所
2. 下記のいずれかに該当していた。(該当する項目に○で囲んでください。)		
遺族年金・障害年金・雇用(失業)保険・生活保護費・児童扶養手当・労災保険を受給していた。その他		
(昨年の生活状況等を記入してください。例: 学生・病気・失業・預金など)		

令和6年分 公的年金等の源泉徴収票

個人番号											
住所又は居所											
支払を受ける者	(フリガナ)				生年月日	明治	大正	昭和	平成	令和	日
	氏名					年	年	月	月	日	
区分	支払金額				源泉徴収税額						
	千 円				千 円						
所得税法第203条の3第1号・第4号適用分											
所得税法第203条の3第2号・第5号適用分											
所得税法第203条の3第3号・第6号適用分											
所得税法第203条の3第7号適用分											
本人	人	控除対象扶養親族の人数				16歳未満の扶養親族の人数		障害者の数		障害者である親族の人数	
種別 障害者	その他の 障害者	ひとり親	寡婦	一般	老人	特定	老人	その他	特別	その他	社会保険料の額
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	千 円
源泉徴収対象者(氏名)											
(フリガナ)		区分	控除対象扶養親族						16歳未満の扶養親族		
氏名			1	氏名	区分	1	氏名	区分	1	氏名	区分
個人番号			個人番号			個人番号			個人番号		
(概要)			2	氏名	区分	2	氏名	区分	2	氏名	区分
			個人番号			個人番号			個人番号		
支払者											
法人番号		所在地		名称		電話番号					

(1) 給与等の収入金額が850万円を越え、次のアからウのいずれかに該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除を差し引くことができます。

ア. 本人が特別障害者に該当する イ. 年齢23歳未満の扶養親族を有する
ウ. 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する

対象となる方は、申告書裏面「17 所得金額調整控除に関する事項」へ必要事項を記入してください。

【控除額】＝〔給与等の収入額(1,000万円を超える場合は1,000万円)－850万円〕×10%

(2) 給与所得の金額及び他の年金等に係る雑所得の金額があり、それらの所得金額の合計額が10万円を超える場合は、給与所得から所得金額調整控除を差し引くことができます。

【控除額】＝〔給与所得の金額(10万円を限度)＋他の年金等に係る雑所得の金額(10万円を限度)〕－10万円

【注意】(1)の控除がある場合は、(1)の控除後の金額から(2)を控除します。

	公的年金等の 収入金額 (A)	公的年金等雑所得の金額		
		公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		～1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
〔昭和35年1月2日以後生まれの方〕 65歳未満の方	130万円未満	(A) - 600,000円	(A) - 500,000円	(A) - 400,000円
	130万円以上 410万円未満	(A)×0.75 - 275,000円	(A)×0.75 - 175,000円	(A)×0.75 - 75,000円
	410万円以上 770万円未満	(A)×0.85 - 685,000円	(A)×0.85 - 585,000円	(A)×0.85 - 485,000円
	770万円以上 1,000万円未満	(A)×0.95 - 1,455,000円	(A)×0.95 - 1,355,000円	(A)×0.95 - 1,255,000円
	1,000万円以上	(A) - 1,955,000円	(A) - 1,855,000円	(A) - 1,755,000円
〔昭和35年1月1日以前生まれの方〕 65歳以上の方	330万円未満	(A) - 1,100,000円	(A) - 1,000,000円	(A) - 900,000円
	330万円以上 410万円未満	(A)×0.75 - 275,000円	(A)×0.75 - 175,000円	(A)×0.75 - 75,000円
	410万円以上 770万円未満	(A)×0.85 - 685,000円	(A)×0.85 - 585,000円	(A)×0.85 - 485,000円
	770万円以上 1,000万円未満	(A)×0.95 - 1,455,000円	(A)×0.95 - 1,355,000円	(A)×0.95 - 1,255,000円
	1,000万円以上	(A) - 1,955,000円	(A) - 1,855,000円	(A) - 1,755,000円

支払った保険料	適用控除額 (一般・個人年金ごと)
15,000円以下	支払った保険料の全額
15,001円～40,000円	支払った保険料×0.5+7,500円
40,001円～70,000円	支払った保険料×0.25+17,500円
70,001円以上	35,000円

支払った保険料	支払った保険料の金額 a	地震保険料控除額
①地震保険契約	50,000円以下	$a \times 0.5$
	50,001円以上	25,000円
②旧長期損害保険契約	5,000円以下	全額
	5,001円～15,000円以下	$a \times 0.5 + 2,500$ 円
	15,001円以上	10,000円
①と②の両方の契約がある場合	①と②で計算した金額の合計が25,000円以下	その合計額の全額
	上記の合計額が25,001円以上	25,000円